

新型コロナウイルス感染症の影響により 住宅金融支援機構の住宅ローンのご返済にお困りの方へ

住宅金融支援機構の住宅ローンには、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携してご提供する【フラット35(買取型)】を含みます。

住宅金融支援機構では、今般の新型コロナウイルス感染症の影響によりご返済でお困りのお客さまに、引き続き安心して今後のご返済を継続いただくため、返済方法の変更メニューをご用意しています。

新型コロナウイルス
感染症の影響により
収入が減少し、
返済が大変になった。

しばらくの間、
返済額を減らしたい。

ボーナス返済が
負担になっている。

返済期間の 延長など

毎月の返済額を減らすことができます。
(注) 毎月の返済額は減少しますが、
総返済額は増加します。

一定期間、 返済額を軽減

お客さまとご相談した期間内において、
毎月の返済額を減らすことができます。
(注) 減額期間終了後の返済額及び
総返済額が増加します。

ボーナス返済月の変更

毎月分・ボーナス返済分の
返済額の内訳変更

ボーナス返済の取り止め

詳しくはこちら

住宅金融支援機構 検索

<https://www.jhfa.go.jp>



ご返済に関する相談窓口

① 具体的なご相談

(返済方法変更のシミュレーション、
お手持等)
ご返済中の金融機関(融資のお申込み
先の金融機関)にご相談ください。

② 一般的なご相談(返済方法変更メニューのご案内等)

住宅金融支援機構
お客さまコールセンター **0120-0860-16** (通話無料)
※営業時間 9:00~17:00(祝日・年末年始を除き、土日も営業しています。)
※国際電話等でご利用いただけない場合は、048-615-0421(通話料金がかかります。)におかけください。

※返済方法変更のご利用に当たっては、審査がございます。審査の結果、お客さまのご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
※【フラット35(保証型)】の返済方法の変更につきましては、取扱金融機関によって取扱いが異なります。詳しくはご返済中の金融機関にご相談ください。